

シリーズ：学校現場から悲鳴が聞こえる 第9回

「お金がなくて退学する生徒たち」

学校事務職の仕事は職員の給与管理、旅費計算、予算や備品等の財務管理など学校運営全般にわたっています。直接教育には携わりませんが、ある面では教員よりも深く関わりを持っています。学校は教育活動の場であると同時に、一日の大半を過ごす生活の場です。快適な学校生活で豊かな人格形成に役立つような環境づくり、教育効果を高めるための条件整備を目指しています。

今回は事務職の目から見た生徒の様子や学校の諸問題を聞きました。

格差を生んだ授業料の仕組み

記者「高校では授業料というものがありますが、どのようになっていますか。」

Kさん「民主党政権下で導入された授業料不徴収は、自公政権下で就学支援金制度に後退させられてしまいました。生徒の家庭を、①生活保護②準要保護③年収910万円(給与所得の場合)未満④年収910万円以上という4区分にし、2014年度入学生から年次進行で実施します。」

記者「具体的にはどういうことになりますか。」

Kさん「様々な負担上の家庭状況が異なりますが、①から③については、就学支援金を授業料年額(118,800円)の2倍、1.5倍、1倍(私学も含む)を支給するというものです。公立高校においては、支給イコール不徴収(相殺)という処理になります。④の生徒からは、民主党政権前の「原則徴収」を適用し、授業料を徴収することを制度の骨格としています。」

記者「年収によって徴収が変わると言うことは事務処理上において面倒なこともあったのではないですか。」

Kさん「授業料を払う家、払わない家という区分が明らかになります。910万円という基準は家(父母)の収入とい

う基準であり、社会に出る高校の段階で、家の収入が学校社会で色分けされてしまうことです。その家の所得を入学した後に、全員から漏れなく把握しなければ新しい制度の運用はできず、家族構成や所得をなぜ学校に或いは教育委員会に暴かれなくてはならないのか、大いに疑義の生じるところです。」

記者「プライバシーが侵害されるという問題がありそうですね。」

Kさん「群馬県では『学校の教職員は生徒から封をされて出された判定書類を県教委にあげて、県が審査して徴収しない認定をしていく』はずでした。実際には書類集めの事務が現場に押しつけられ、各家庭から必要な書類を集めるだけでも膨大な事務となりました。別居、離婚など途中で家族構成が変更となる例も多く、所得の把握は極めて多様な状況となり、証明書の提出が困難なケースも続出し、いわゆる底辺校では家庭状況も複雑で事務が複雑になりました。」

記者「新しい制度によって明らかになったことは何ですか。」

Kさん「学校格差や家庭格差が明らかになりました。都市部の進学校では所得が高く、周辺のある高校では全家庭が就学支援金を受ける、つまり授業料を納

めないことになりました。」

記者「授業料の他に、修学旅行費やPTA会費、生徒会費、教材費などいわゆる私費会計も多く、保護者は大変でしょうね。」

Lさん「私が勤めたある高校は200人規模の周辺校ですが、入学生の3割が母子家庭で教育環境や経済環境が整っているとはいえず、諸会費納入困難な家庭がたくさんありました。生活困窮家庭は3割くらいになります。家庭訪問等で分かるのですが、住宅環境も恵まれてなく、大半が県、市営住宅です。持ち家であっても家屋は荒れ放題で、老朽化しています。」

格差が生徒から学びを奪う

記者「生活が困窮して学校を辞めてしまう生徒もいたのではないですか。」

Lさん「7～8年前になりますが、この頃は授業料免除という制度がありました。この生徒も授業料が免除されました。欠席が続くなか、家庭訪問をした担任の話しによると、中間考査が始まるので試験範囲を渡したところ、『お金がないので試験どころではない、食べるものもないし、電気も止められていて生活していくのがギリギリ、こんなじゃあ学校を辞めるしかない』との言葉をきっかけにして家庭内で感情的なやりとりが続き、父親は試験を受けろと言うが、生徒は『お父さんが仕事を辞めたからこんな生活になったんだ、お父さんが悪いんだ』と言い放つ。母親は、夫は身体の具合が悪く、会社を辞めさせられたという。生活保護を受けようと市役所に行ったが、車検切れの車や処分できない土地などがあり、諸々の理由から基準に該当せず、生活困難になっている。結局、生徒は通学の電車賃もなく出席日



数不足等により退学していきました。これは最も象徴的な事例ですが、この他にもたくさんあります。入学金が期限を過ぎても払えない、ユニフォーム等費用がかかるため部活動に参加できない、制服代が払えない、旅行積立金が納められなくて修学旅行に行けない、中には破産宣告家庭で、学校を辞めざるを得なかった生徒もいました。」

人間の尊厳に関わる事態

記者「教育格差は経済格差、経済格差は教育格差という貧困の連鎖が出されましたが、お二人はこれについてどう考えますか。」

Kさん「過去3年間、高校生の授業料不徴収（公立）が行われ、改めて私費会計の多さが浮き彫りになりました。OECD諸国の教育費への支出割合が低位（28カ国中27位）に位置する我が国の財政行動を変えないといけません。非正規労働者となっている労働者の子どもたちや労働者自身の教育を国が責任を持って担う姿勢が今こそ求められています。」

Lさん「私が話した事例は生徒の就学保障以前、人間の尊厳に関わることです。憲法25条の最低限度の生活の保障もないのです。生活保護基準の見直しを実態にあった適用基準にしないと矛盾は深まるばかりです。」

記者「今回は教育費から生徒の状況を見てきました。次回は学校の教育予算や事務職の方の労働環境を取り上げたいと思います。」